

介護保険サービス費用の医療費としての取扱いについて

○主に在宅中心のサービスを利用している方

現在利用している介護保険サービスが、医療費控除の対象となる場合は、次の①と②いずれにも該当していなければなりません。

- ①居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下「サービス計画等」といいます）に基づいてサービスを利用していること。
- ②サービス計画等に次の介護保険サービスのいずれかが組み込まれていること。
 - 1 訪問看護または介護予防訪問看護（※）
 - 2 訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーション
 - 3 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導
 - 4 通所リハビリテーション（デイケア）または介護予防通所リハビリテーション（予防デイケア）
 - 5 短期入所療養介護または介護予防短期入所療養介護※医療保険による訪問看護療養費の訪問看護も含まれます。

上の枠内の①と②に該当する場合、次のア～オが医療費控除の対象となる介護保険サービスとなります。

- ア 訪問看護または介護予防訪問看護
- イ 訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーション
- ウ 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導
- エ 通所リハビリテーション（デイケア）または介護予防通所リハビリテーション（予防デイケア）
- オ 短期入所療養介護または介護予防短期入所療養介護

また、次にあげる a～g のサービスについては、上のア～オのサービスとあわせて利用する場合のみ、医療費控除の対象となる介護保険サービスとなります（下記サービス単独では医療費控除の対象となるサービスとはなりません）。

- a 訪問介護（生活援助（調理・洗濯・掃除などの家事援助）中心型は除きます）
または介護予防訪問介護
- b 訪問入浴介護または介護予防訪問入浴介護
- c 通所介護（デイケア）または介護予防通所介護（予防デイケア）
- d 短期入所生活介護（ショートステイ）または介護予防短期入所生活介護
- e 夜間対応型訪問介護
- f 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護
- g 小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護

なお、次の 1～3 のサービスについては、利用形態に関わらず、医療費控除の対象とはなりませんので、注意してください。

- 1 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）または介護予防認知症対応型共同生活介護を利用している場合
- 2 有料老人ホームなど特定施設入居者生活介護を利用している場合（地域密着型特定施設入居者生活介護を含みます）
- 3 福祉用具貸与または介護予防福祉用具貸与（いわゆる福祉用具のレンタル）

介護保険サービス事業所が発行する領収証等についても、医療費控除の対象となる利用料の額が記載されていることが条件となります。

また、交通費については、通所リハビリテーション（デイケア）や短期入所療養介護サービスを受けるために介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ通う際に支払う費用で、通常必要なものについては医療費控除の対象となります。

なお、高額介護サービス費などで利用金額の一部の払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費として算出する費用から差し引いて計算することになります。

○現在、介護保険施設のサービスを利用している方

施設を利用している方については、次の①と②が医療費控除の対象となります。
ただし、理美容代やその他施設サービス等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用や特別なサービス費用は医療費控除の対象とはなりません。

①特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）に入所されている方

特別養護老人ホームを利用している際に発生する費用のうち、介護保険の自己負担分と保険対象外となっている食費や居住費の合計支払金額の2分の1に相当する金額が医療費控除の対象となります。

②介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所されている方

上の施設を利用している際に発生する費用のうち、介護保険の自己負担分と保険対象外となっている食費や居住費の合計支払金額が医療費控除の対象となります。

※おむつ代は介護サービス費用の中に含まれ、介護保険給付の対象となることから、自己負担額の全額が医療費控除の対象となります。

※介護老人保健施設や介護療養型医療施設における個室等の特別室の使用料は、診療または致傷を受けるためにやむを得ず支払うものに限り、医療費控除の対象となります。

※領収証等については、医療費控除の対象となる金額、施設名、施設区分が記載されていることが条件となります。